

契約変更の内容(変更) (第2回)

契約変更年月日	令和8年2月19日
契約業者名	日起建設株式会社 東北支店 支店長 高橋 敦
契約業者の住所	福島県相馬市原釜字南戸崎71番地1
工事の名称	相馬港本港地区防波堤(沖)(改良)消波工事
工事場所	福島県相馬港内
工事概要	別紙のとおり
工期(自)	令和7年9月18日
工期(至)	令和8年3月13日
変更前の契約金額	¥155,782,000 円(税込み)
変更金額	¥495,000 円(税込み)
変更後の契約金額	¥156,277,000 円(税込み)
変更理由	設計変更により、共通仮設費(技術管理費、営繕費)の追加変更を行う。

令和7年度

相馬港本港地区防波堤（沖）（改良）消波工事（変更）

特記仕様書

令和7年12月
国土交通省東北地方整備局
小名浜港湾事務所

令和7年度

相馬港本港地区防波堤（沖）（改良）消波工事（二次変更）

特記仕様書

令和8年2月
国土交通省東北地方整備局
小名浜港湾事務所

1. 工事概要

本工事は、相馬港本港地区防波堤(沖)(改良)の消波工を施工するものである。
 なお、本工事については、別紙「試行等一覧」に示す試行等の対象工事である。

2. 施工場所

福島県相馬港内(別添図参照)

3. 工期

契約締結日から令和8年3月13日までとする。
 なお、工期は、土曜日、日曜日、祝休日及び年末年始休暇を休日として設定している。

4. 工事内容

工種	名称	原				変更				増△減		摘要		
		工事内容			参考数量	工事内容			参考数量	数量	参考数量			
		工事仕様	単位	数量		工事仕様	単位	数量						
消波工														
	消波ブロック製作・仮置	テトラポッド(重量型) 40t型	個	133	コンクリート	2,141 m3	原契約のとおり	個	133	コンクリート	2,141 m3	0	コンクリート	0 m3

5. 支給材料及び貸与物件

なし

1. 工事概要

原契約のとおり

2. 施工場所

原契約のとおり

3. 工期

原契約のとおり

5. 支給材料及び貸与物件

なし

6. 工事仕様

6-1 総則

- (1) 本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾工事共通仕様書」(国土交通省港湾局令和7年3月)及び「港湾工事共通特記仕様書」(国土交通省東北地方整備局港湾空港部令和7年7月)の定めによる。
 なお、共通仕様書等の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議し実施するものとする。

6-2 消波工

- (1) ブロック製作・仮置場所は別添図に示す場所を使用する。

- (2) コンクリートは、JIS A 5308に準拠するレディーミクストコンクリートを使用し、品質は下表による。

名称	コンクリートの種類	呼び強度 (N/mm ²)	スラング (cm)	最大水セメント比 (%)	粗骨材の最大寸法 (mm)	セメントの種類	細骨材の種類	粗骨材の種類	コンクリートの単位体積質量
消波ブロック	普通	21	8	65	40	BB	砂と鋼スラグ [*] 細骨材 又は鋼スラグ [*] 細骨材	砂利 又は碎石	2.5t/m ³ 以上

イ) セメントの種類については、BBを使用するものとし、費用を計上しているが、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

ロ) コンクリートの配合については、施工に先立ち配合計画書を監督職員に提出し、承諾を得なければならぬ。なお、試験練りについては使用材料、配合等に基づく協議により省略することができる。

- (3) ブロックは別添図に示す場所に2段積みで仮置する。

7. その他

7-1 一般事項

- (1) 本工事の施工場所は、製作済みブロックが隣接していることから、施工にあたっては十分注意すること。

- (2) 再生資源の利用等

- 1) 特定建設資材の分別解体等・再資源化等

①受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号。以下、「建設リサイクル法」という。)第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手(建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。)するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

②本工事は、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

6. 工事仕様

6-1 総則

- (1) 原契約のとおり

6-2 消波工

- (1) 原契約のとおり

- (2) 原契約のとおり

- (3) 原契約のとおり

7. その他

7-1 一般事項

- (1) 原契約のとおり

- (2) 原契約のとおり

イ) 分別解体等の方法

工程 こと の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	(1) 仮設	仮設工事 ■ 有 □ 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	(2) 土工	土工事 □ 有 ■ 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	(3) 基礎	基礎工事 □ 有 ■ 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	(4) 本体構造	本体構造の工事 ■ 有 □ 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	(5) 本体付属品	本体付属品の工事 □ 有 ■ 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	(6) その他	その他の工事 □ 有 ■ 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

③受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告すること。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

2) 建設副産物

「港湾工事共通特記仕様書」(国土交通省東北地方整備局港湾空港部 令和7年7月)を適用する。

3) 建設副産物情報交換システムの活用

「港湾工事共通特記仕様書」(国土交通省東北地方整備局港湾空港部 令和7年7月)を適用する。

4) その他

契約締結後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

(3) 本工事は、間接工事費等諸経費動向調査の対象工事であるため、監督職員より通知する調査要領に基づき調査票の作成を行わなければならない。

(3) 原契約のとおり

(4) 本工事は、発注者が実施する「施工実態調査」の対象工事であるため、記入要領に基づき調査票に必要事項を正確に記入し、監督職員に提出するものとする。

(4) 原契約のとおり

モニタリング調査対象工種 : ブロック製作工

(5) 施工計画

受注者は、入札時に提出した施工計画に関する資料に記載した施工計画に基づき施工計画書を作成し、なければならない。

(5) 原契約のとおり

(6) 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち當繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、港湾請負工事積算基準により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率(率分)及び現場管理費率にそれぞれ「令和7年度 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等について」(令和7年3月26日付国港技117号)に基づく補正係数を乗じて計上しているが、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方針に変更が生じ、当該金額相当では適正な工事の実施が困難となった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する工事である。

當繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。)

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用、租税公課

2) 受注者は、工事価格に対する実績変更対象費の割合を示した工事費構成書を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書(様式1)を作成し、監督職員に提出するものとする。

3) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書(様式2)及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

4) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

5) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、1)による補正係数を乗じて得た金額相当から、実施計画書(様式1)に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、1)による補正係数を乗じて得た金額相当から、実施計画書(様式1)に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

6) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

(7) 従業員給料手当等に関する試行工事について

1) 本工事は、令和6年度からの時間外労働上限規制を遵守するために現場作業および内業ともに更なる社内外からの支援が必要となることが想定されることから、次に示す項目(以下「実績変更対象費」という。)について、港湾請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難となった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて請負代金額を変更する試行工事である。

① 技術管理費(出来形管理のための測量等に要する費用のうち、「出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用」)

② 従業員給料手当

③ 法定福利費(現場従業員および現場労働者に関する雇用保険料、健康保険料および厚生年金保険料の法定の事業主負担額)

なお、①～③は元請会社および下請会社を対象とする。ただし、本店および支店で経理される費用は対象外とする。

2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は当該工事の設計図書に基づき、共通仮設費および現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成書(様式-3)にて提示する。

(6) 原契約のとおり

(7) 原契約のとおり

- 3) 最終変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて請負代金額を変更する場合は、実績変更対象費に関する実施報告書（様式-4）証明書類による支出実績の確認様式および実績変更対象費について実際に支払った証明書類等（出面表、賃金台帳など。なお、請負代金額の変更時点で支払い実績がない従業員給料手当等の取り扱いについては監督職員と協議の上決定するものとする）を監督職員に提出し、変更内容について協議するものとする。この際に、監督職員から証明書類等に関する説明（追加提出を含む）を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4) 受注者の責による工事工程の遅れ等受注者の責に帰すべき事由による増加費用については、請負代金額の変更の対象としない。
- 5) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて請負代金額を変更する場合、精算対象とする項目について、港湾請負工事精算基準に基づき算出した額に対して、実績変更対象費に関する実施報告書（様式-4）に記載された同項目の金額が上回った分の金額を追加計上する。なお、精算にあたっては、証明書類により支出実績の確認を行うものとするが、全ての証明書類の提出がない場合は、提出のあった証明書類において支出実績が確認された内容（請負代金額の変更時点で支払い実績がない従業員給料手当等の取り扱いについては監督職員と協議の上決定するものとする）についてのみ金額の変更を行うものとする。また、技術提案の履行に係る支出実績は請負代金額の変更の対象外とする。
- 6) 受注者から提出された書類に虚偽の申告があった場合については、法的措置および指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 「休日確保評価型」試行工事について
当初より4週8休以上の達成を前提とし、労務単価、共通仮設費率および現場管理費率に補正係数を乗じた費用を計上しているが、休日確保の達成状況により、4週8休に満たなかった場合には、契約変更を行うものとする。
- (9) 「熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う」試行工事について
熱中症対策に資する費用については事前に計上しているが、真夏日の算定方法や工期の変更による費用の変更が生じた場合は契約変更の対象とする。
- (10) 特例監理技術者の配置
1) 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の①～⑧の要件を全て満たさなければならない。
- ① 建設業法第26条第3項ただし書第2号による特例監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- ② 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者の求める技術検定種目と同じであること。
- ③ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ④ 同一の特例監理技術者を配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。
- ⑤ 特例監理技術者が兼務できる工事は新地町内又は相馬市内の工事でなければならない。
- ⑥ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- ⑦ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(8) 原契約のとおり

(9) 原契約のとおり

(10) 原契約のとおり

- ⑧ 特例監理技術者が担う業務等のうち、監理技術者補佐が担う業務等について、明確にすること。
- 2) 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項①～⑧の事項について確認できる書類を提出すること。
- 3) 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(GORINS)への登録を行うこと。
- (11) 以下の項目の記載については、「港湾工事共通特記仕様書」(国土交通省東北地方整備局港湾空港部令和7年7月)を適用する。
 - 1) JIS Q 9001 : 2015(ISO9001 : 2015)に関する事項
 - 2) 工事コスト調査について
 - 3) 低入札契約におけるモニターカメラの設置について
 - 4) 不可視部分の出来形管理について
 - 5) 総価契約単価合意方式の実施について
 - 6) 現場技術員等の配置について
 - 7) 契約内容の変更手続きについて
 - 8) 無人航空機を使用する際の情報流出防止策について
 - 9) 快適トイレの設置について
- 10) 建設現場における遠隔臨場の実施について
- 11) 工事品質確保調整会議について
- 12) 快適な職場環境促進試行工事について
- 13) 担い手育成活動を実施した工事について
- 14) 港湾工事関係書類スリム化の手引きについて
- 15) 概略工程表開示工事
- 16) 熱中症予防・防寒対策に関する費用計上について
- (12) 本特記仕様書に疑義が生じた場合は、監督職員と協議して決定しなければならない。

以 上

- (11) 以下の項目の記載については、「港湾工事共通特記仕様書」(国土交通省東北地方整備局港湾空港部令和7年7月)を適用する。
 - 1) 原契約のとおり
 - 2) 原契約のとおり
 - 3) 原契約のとおり
 - 4) 原契約のとおり
 - 5) 原契約のとおり
 - 6) 原契約のとおり
 - 7) 原契約のとおり
 - 8) 原契約のとおり
 - 9) 快適トイレの設置について
現場環境改善のため快適トイレ2基(男性用、女性用各1基)を令和7年10月29日から令和8年1月30日までの期間設置する。
- 10) 建設現場における遠隔臨場の実施について
遠隔臨場の費用については、技術管理費に費用計上する。
- 11) 原契約のとおり
- 12) 原契約のとおり
- 13) 原契約のとおり
- 14) 原契約のとおり
- 15) 原契約のとおり
- 16) 原契約のとおり
- (12) 原契約のとおり

以 上

工事数量総括表

工事名	相馬港本港地区防波堤（沖）（改良）消波工事（二次変更）				事業区分	港湾整備
					工事区分	防波堤（沖）（改良）
工事区分・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量(前回)	数量(今回)	数量増△減	摘 要
防波堤（沖）（改良）						
消波工						
消波ブロック工						
消波ブロック製作・仮置	テトラポッド（重量型）40t型	個	133	133	0	一般養生 116個 (参考) 給熱養生 17個 (参考)
共通仮設						
共通仮設費						
運搬費						
建設機械器具等運搬	クローラクレーン	台	1	1	0	（往復）
技術管理費						
諸経費動向調査		式	1	1	0	
施工実態調査		式	1	1	0	モニタリング調査：1工種
遠隔臨場		式		1	1	
営繕費						
営繕費	快適トイレ	式		1	1	男性用、女性用 各1基

相馬港本港地区防波堤(沖)(改良)消波工事(二次変更)

図番	名 称	摘 要
1	施工位置図	添 付

施工位置図

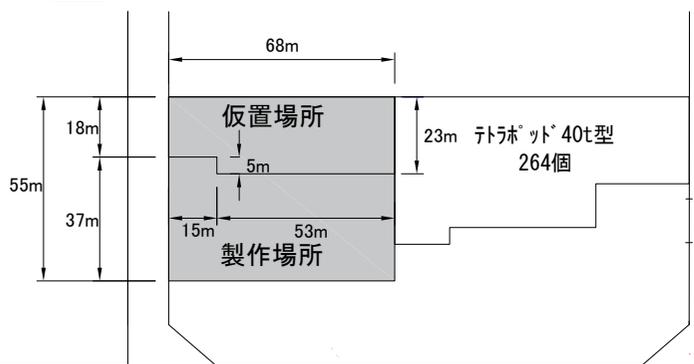


相馬港港湾区域

消波ブロック製作・仮置場所詳細図(参考)(当初)

凡例

消波ブロック製作・仮置場所(当所)

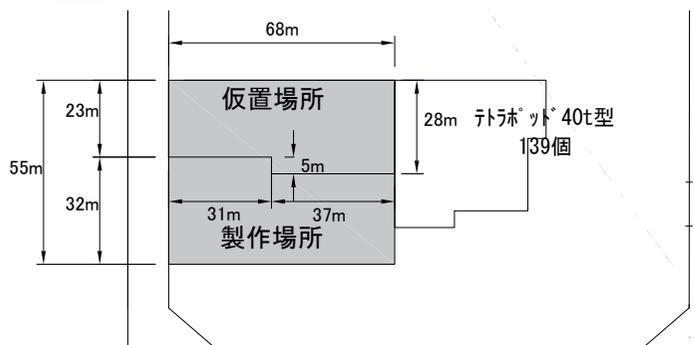


(臨港道路1号線)

消波ブロック製作・仮置場所詳細図(参考)(変更)

凡例

消波ブロック製作・仮置場所(変更)



(臨港道路1号線)

消波ブロック製作・仮置場所



年度	令和7年度	図面番号	1
工事名	相馬港本港地区防波堤(沖)(改良) 消波工事(二次変更)		
図面名称	施工位置図		
縮尺	-	単位	m
設計年月	令和8年2月	組数	-
国土交通省 東北地方整備局 小名浜港事務所			